

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	コミュニティセンター使用料の徴収								
法令(例規)名及び根拠条項	美幌町コミュニティセンター条例 第7条第1項								
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第37号								
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当								
処 分 基 準 の 内 容	(使用料) 第7条 第5条第1項の規定による使用の許可を受けた使用者は、別表で定める使用料を納入しなければならない。								
	別表(第7条関係) 使用料金表								
				午前	午後	夜間	全日		
			区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	個人3か月定期券	個人3か月通用定期券
	大集会室	入場料を徴収しない場合	スポーツ団体競技及び教育用	3,200円	3,800円	4,900円	10,800円		
			その他の団体のスポーツ使用	6,000円	7,050円	9,000円	19,900円		
			その他レクリエーション的催しに使用	23,000円	46,000円	69,100円	124,400円		
		入場料を徴収する場合	スポーツ団体競技及び教育用	13,200円	26,400円	39,600円	71,200円		
			その他の団体の使用	23,000円	46,000円	69,100円	124,400円		
			プロ的催しに使用	67,200円	134,400円	201,600円	362,400円		
	個人使用	一般、大学生	200円	200円	200円		2,000円	2,500円	
	集会室			2,600円	3,100円	3,950円	8,750円		
	和室			1,550円	1,800円	2,400円	5,150円		
	調理実習室			3,600円	4,200円	5,400円	11,800円		
	備考								
1 大集会室の団体利用は、10名以上とする。									
2 集会室、大集会室の半面を使用する場合は、当該使用料の50パーセントとする。									
3 施設の管理に支障がない場合、団体使用に限り時間の延長を認めることができる。この場合の使用料は次による。									
(1) 超過時間1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、超過時間の属する使用時間区分の使用料の30パーセントに相当する額とする。									
(2) 超過時間が使用時間区分に属さないときは、超過時間1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、その超過時間の直後の使用時間区分の使用料(夜間区分及び全日区分を超過したときは、夜間の使用料)の30パーセントに相当する額とする。									
4 暖房実施期間中の使用料は、使用料金表の額又は超過時間の使用料の額の5									

	<p>0パーセント増とする。ただし、個人使用は除く。</p> <p>5 小・中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者からは、使用料を徴しない。</p> <p>6 小・中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の団体利用(大集会室以外の部屋は、5名以上とする。)による施設の占用については、監督者又は指導者の付添いのある場合のみ許可する。</p> <p>7 小・中学生の午後5時以降の使用については、監督者又は指導者の付添いのある場合のみ許可する。</p> <p>8 商品の宣伝、展示及び即売等の営利営業の目的のために使用する場合の使用料は、使用料金表の額(大集会室を除く。)に町内者は100パーセント、町外者は200パーセント増とする。</p> <p>9 入場料を徴収する場合又は営利営業の目的のために使用する場合の使用料は、上記により算定した使用料の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p>10 個人3か月通用定期券は、スポーツセンター、トレーニングセンタートレーニング室、あさひ体育センター及びコミュニティセンター大集会室を共通で使用することができる。</p> <p>11 大集会室(個人使用を除く。)を町外者が使用する場合の使用料は、使用料金表の額の50パーセント増とする。</p> <p>12 使用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	コミュニティセンターの使用許可の取消し等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町コミュニティセンター条例 第11条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第37号
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
処分基準の内容	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、その賠償の責を負わない。</p> <p>(1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又はセンターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>(4) 使用者が、第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>第6条各号とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他センターの管理上支障があるとき。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	地域振興センターの使用許可の取消し等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町地域振興センター条例 第9条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第39号
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、その賠償の責を負わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。 (2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) 公益上又は振興センターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。 (4) 使用者が、第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。 <p>第5条各号とは、次に掲げるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。 (3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 営利を目的として使用するとき。 (5) その他振興センターの管理上支障があるとき。 <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	地域振興センター使用料の徴収																								
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町地域振興センター条例 第6条第1項																								
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第39号																								
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当																								
処 分 基 準 の 内 容	<p>(使用料) 第6条 第4条第1項の規定による使用の許可を受けた使用者は、別表で定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>別表(第6条関係) 使用料金表</p> <table border="1" data-bbox="448 891 1406 1207"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 891 568 949"></th> <th data-bbox="568 891 775 949">午前</th> <th data-bbox="775 891 983 949">午後</th> <th data-bbox="983 891 1190 949">夜間</th> <th data-bbox="1190 891 1406 949">全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 949 568 1093">区分</td> <td data-bbox="568 949 775 1093">午前9時から正午まで</td> <td data-bbox="775 949 983 1093">午後1時から午後4時30分まで</td> <td data-bbox="983 949 1190 1093">午後5時30分から午後9時30分まで</td> <td data-bbox="1190 949 1406 1093">午前9時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1093 568 1151">集会室</td> <td data-bbox="568 1093 775 1151">1,550円</td> <td data-bbox="775 1093 983 1151">1,900円</td> <td data-bbox="983 1093 1190 1151">2,400円</td> <td data-bbox="1190 1093 1406 1151">5,250円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1151 568 1207">和室</td> <td data-bbox="568 1151 775 1207">1,300円</td> <td data-bbox="775 1151 983 1207">1,550円</td> <td data-bbox="983 1151 1190 1207">2,000円</td> <td data-bbox="1190 1151 1406 1207">4,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 暖房実施期間中の使用料は、使用料金表の額の50パーセント増とする。</p> <p>処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>						午前	午後	夜間	全日	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	集会室	1,550円	1,900円	2,400円	5,250円	和室	1,300円	1,550円	2,000円	4,400円
	午前	午後	夜間	全日																					
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで																					
集会室	1,550円	1,900円	2,400円	5,250円																					
和室	1,300円	1,550円	2,000円	4,400円																					
備 考																									

処 分 の 概 要	保育所保育料の徴収
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町保育所条例 第6条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第27号
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(保育料の徴収) 第6条 町長は、入所した児童の保護者から、法第56条第3項の規定による保育料(以下「保育料」という。)を徴収する。</p> <p>【美幌町保育所条例施行規則】 (保育料) 第8条 条例第6条に規定する保育料の額は、別表に定める額とする。 2 月の途中で入退園した児童の保育料は、次に掲げる計算方法により得た額とする。ただし、いずれの場合も10円未満の端数は切り捨てるものとする (1) 月途中入園児童の場合 児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額×その月の月途中入園日からの保育日数(25日を超える場合は25日)÷25日 (2) 月途中退園児童の場合 児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額×その月の月途中退園日の前日までの保育日数(25日を超える場合は25日)÷25日 3 保育園の休日が全月に及んだときは、当月分の保育料を徴収しない。</p> <p>(保育料の納付) 第9条 保育料は、当該月分を毎月25日までに納付しなければならない。 2 口座振替により納付する場合は、当該月分を毎月25日(当該日が取扱金融機関の休業日である場合は、翌営業日。以下「振替日」という。)に納付しなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、振替日に振替えできなかったときは、月末までに別途交付する納付通知書兼領収証書により納付しなければならない。</p> <p>処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	保育所の退園
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町保育所条例施行規則 第7条第2項
法令(例規)番号	平成22年美幌町規則第19号
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
処分基準の内容	<p>(退園等)</p> <p>第7条</p> <p>2 町長は、保育児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保育児童を退園させることができる。</p> <p>(1) 保育児童の入所を認めた事由がなくなったとき。</p> <p>(2) 正当な理由がなく保育児童が1か月以上出席しないとき。</p> <p>(3) 保護者が条例又はこの規則に違反したとき。</p> <p>(4) 疾病等により、他の保育児童の保育に支障があるとき。</p> <p>(5) その他町長が入園を不相当と認めたとき。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	季節保育所保育料の徴収	
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町季節保育所条例 第8条	
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第28号	
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当	
処 分 基 準 の 内 容	(保育料の徴収) 第8条 季節保育所に入所させた保育児童の保護者からは、入所期間に応じ毎月別表第2に定める保育料を徴収する。 別表第2(第8条関係) 保育料	
	定 義	定 額 (月額保育児童1人当たり)
	生活保護法による 被保護世帯	0 円
	町民税非課税世帯	0 円
	町民税均等割のみ 課税世帯	7,200 円
	町民税所得割課税 世帯	9,100 円
	長時間保育加算金額 (月額保育児童1人当たり)	0 円
		0 円
		1,200 円
		1,200 円
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの	
備 考		

処 分 の 概 要	季節保育所使用料の徴収											
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町季節保育所条例 第13条第1項											
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第28号											
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当											
処分基準の内容	<p>(使用料) 第13条 第11条第1項の規定による使用の許可を受けた使用者は、別表第3で定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>別表第3(第13条関係) 季節保育所使用料</p> <table border="1" data-bbox="450 891 1311 1086"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 891 786 949">区分</th> <th data-bbox="786 891 1150 949">金額</th> <th data-bbox="1150 891 1311 949">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 949 786 1014">夏期(5月～10月)</td> <td data-bbox="786 949 1150 1014">1時間につき 200円</td> <td data-bbox="1150 949 1311 1014"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1014 786 1086">冬期(11月～4月)</td> <td data-bbox="786 1014 1150 1086">" 300円</td> <td data-bbox="1150 1014 1311 1086"></td> </tr> </tbody> </table> <p>処分基準の未設定理由 (ア)：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>			区分	金額	備考	夏期(5月～10月)	1時間につき 200円		冬期(11月～4月)	" 300円	
区分	金額	備考										
夏期(5月～10月)	1時間につき 200円											
冬期(11月～4月)	" 300円											
備 考												

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	季節保育所の使用許可の取消し等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町季節保育所条例 第16条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第28号
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、町長はその賠償の責を負わない。</p> <p>(1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又は季節保育所の管理上やむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>(4) 使用者が、第12条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>第12条各号とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他季節保育所の管理上支障があるとき。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	季節保育所の退所
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町季節保育所条例施行規則 第4条第2項
法令(例規)番号	平成22年美幌町条例第20号
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
処分基準の内容	(退所等) 第4条 2 町長は、入所児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入所児童を退所させることができる。 (1) 入所児童の入所を認めた事由がなくなったとき。 (2) 正当な理由がなく入所児童が1か月以上出席しないとき。 (3) 保護者が条例又はこの規則に違反したとき。 (4) 疾病等により、他の入所児童の保育に支障があるとき。 (5) その他町長が入所を不相当と認めたとき。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	へき地保育所保育料の徴収																
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町へき地保育所条例 第8条																
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第29号																
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当																
処分基準の内容	(保育料の徴収) 第8条 へき地保育所に入所させた保育児童の保護者からは、入所期間に応じ 毎月別表第2に定める保育料を徴収する。																
	別表第2(第8条関係) 保育料 <table border="1" data-bbox="450 891 1311 1375"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 891 673 1016">定義</th> <th data-bbox="673 891 979 1016">定 額 (月額保育児童1人当たり)</th> <th data-bbox="979 891 1311 1016">長時間保育加算金額 (月額保育児童1人当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 1016 673 1115">生活保護法による 被保護世帯</td> <td data-bbox="673 1016 979 1115">0 円</td> <td data-bbox="979 1016 1311 1115">0 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1115 673 1182">町民税非課税世帯</td> <td data-bbox="673 1115 979 1182">0 円</td> <td data-bbox="979 1115 1311 1182">0 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1182 673 1281">町民税均等割のみ 課税世帯</td> <td data-bbox="673 1182 979 1281">9,100 円</td> <td data-bbox="979 1182 1311 1281">1,200 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1281 673 1375">町民税所得割課税 世帯</td> <td data-bbox="673 1281 979 1375">11,500 円</td> <td data-bbox="979 1281 1311 1375">1,200 円</td> </tr> </tbody> </table>			定義	定 額 (月額保育児童1人当たり)	長時間保育加算金額 (月額保育児童1人当たり)	生活保護法による 被保護世帯	0 円	0 円	町民税非課税世帯	0 円	0 円	町民税均等割のみ 課税世帯	9,100 円	1,200 円	町民税所得割課税 世帯	11,500 円
定義	定 額 (月額保育児童1人当たり)	長時間保育加算金額 (月額保育児童1人当たり)															
生活保護法による 被保護世帯	0 円	0 円															
町民税非課税世帯	0 円	0 円															
町民税均等割のみ 課税世帯	9,100 円	1,200 円															
町民税所得割課税 世帯	11,500 円	1,200 円															
処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの																	
備 考																	

処 分 の 概 要	へき地保育所使用料の納入										
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町へき地保育所条例 第13条第1項										
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第29号										
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当										
処分基準の内容	(使用料) 第13条 第11条第1項の規定による使用の許可を受けた使用者は、別表第3で定める使用料を納入しなければならない。 別表第3(第13条関係) へき地保育所使用料										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 891 782 958">区分</th> <th data-bbox="788 891 1152 958">金額</th> <th data-bbox="1158 891 1311 958">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 958 782 1025">夏期(5月~10月)</td> <td data-bbox="788 958 1152 1025">1時間につき 200円</td> <td data-bbox="1158 958 1311 1025"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1025 782 1093">冬期(11月~4月)</td> <td data-bbox="788 1025 1152 1093">" 300円</td> <td data-bbox="1158 1025 1311 1093"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	備考	夏期(5月~10月)	1時間につき 200円		冬期(11月~4月)	" 300円		
区分	金額	備考									
夏期(5月~10月)	1時間につき 200円										
冬期(11月~4月)	" 300円										
備 考	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの										

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	へき地保育所の使用許可の取消し等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町へき地保育所条例 第16条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第29号
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、町長はその賠償の責を負わない。</p> <p>(1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又はへき地保育所の管理上やむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>(4) 使用者が、第12条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>第12条各号とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他へき地保育所の管理上支障があるとき。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	へき地保育所の退所
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町へき地保育所条例施行規則 第4条第2項
法令(例規)番号	平成22年美幌町条例第21号
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
処分基準の内容	<p>(退所等)</p> <p>第4条</p> <p>2 町長は、入所児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入所児童を退所させることができる。</p> <p>(1) 入所児童の入所を認めた事由がなくなったとき。</p> <p>(2) 正当な理由がなく入所児童が1か月以上出席しないとき。</p> <p>(3) 保護者が条例又はこの規則に違反したとき。</p> <p>(4) 疾病等により、他の入所児童の保育に支障があるとき。</p> <p>(5) その他町長が入所を不相当と認めたとき。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	子ども発達支援センターの費用の徴収
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町子ども発達支援センター条例 第8条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第30号
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
処分基準の内容	<p>(費用の徴収)</p> <p>第8条 町長は、第5条第1号に規定する児童発達支援を利用する児童の保護者から、次の各号に掲げる額のいずれか低い額を徴収する。ただし、第5条第2号及び第3号に規定する事業の利用にあつては、費用を徴収しない。</p> <p>(1) 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該児童発達支援に要した費用の額の100分の10に相当する額)</p> <p>(2) 法第21条の5の3第2項第2号の規定の適用があつたときは、児童福祉法施行令(昭和23年政令74号)第24条に規定する額</p> <p>【児童福祉法】</p> <p>第21条の5の3 市町村は、通所給付決定保護者が、第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者(以下「指定障害児通所支援事業者」という。)又は指定医療機関(以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。)から障害児通所支援(以下「指定通所支援」という。)を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援(同条第7項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「通所特定費用」という。)を除く。)について、障害児通所給付費を支給する。</p> <p>2 障害児通所給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 同一の月に受けた指定通所支援について、障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)を合計した額</p> <p>(2) 当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)</p> <p>【児童福祉法施行令】</p> <p>第24条 法第21条の5の3第2項第2号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(第25条の5第4項及び第27条の4第4項において「障害児通所支援負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者(法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 3万7200円</p> <p>(2) 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援(法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。)のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税</p>

	<p>(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第5条の4第6項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。第25条の2第2号ロ及び第27条の2第2号において同じ。)を合算した額が28万円未満であるもの(次号に掲げる者を除く。) 4600円</p> <p>(3) 市町村民税世帯非課税者(通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者(通所給付決定保護者である支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第22項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。))が特定支給決定障害者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。))である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。))が指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。第25条の2第2号ハ及び第27条の2第3号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該通所給付決定保護者をいう。第25条の13第1項において同じ。))又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。))若しくは要保護者(同条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。))である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 0</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	子ども発達支援センターの使用許可の取消し等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町子ども発達支援センター条例 第12条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第30号
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、町長はその賠償の責を負わない。</p> <p>(1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又は発達支援センターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>(4) 使用者が、第10条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>第10条各号とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他発達支援センターの管理上支障があるとき。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	学童保育所の利用承認の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町学童保育所条例 第7条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第32号
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(利用承認の取消し)</p> <p>第7条 町長は、学童保育所の利用の承認を受けた学童が次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。</p> <p>(1) 第5条の規定に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 疾病等のため他の学童の保育に支障があるとき。</p> <p>(3) 正当な理由がなく10日以上出席しないとき。</p> <p>(4) その他学童保育所の利用が不相当と認められるとき。</p> <p>第5条の規定とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 日中に居宅外で労働することを常態としていること。</p> <p>(2) 日中に居宅内で日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</p> <p>(3) 妊娠中であるか、又は出産後間もないこと。</p> <p>(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(5) 町長が認める前各号に類する状態にあること。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	学童保育所保育料の徴収														
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町学童保育所条例 第8条														
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第32号														
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当														
処分基準の内容	(保育料) 第8条 学童の保護者は、学童1人について別表に定める保育料を負担しなければならない。														
	別表(第8条関係) 保育料 <table border="1" data-bbox="450 891 1311 1178"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 891 852 949">定義</th> <th colspan="2" data-bbox="852 891 1311 949">定額(月額学童1人当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 949 852 1003">生活保護法による被保護世帯</td> <td colspan="2" data-bbox="852 949 1311 1003">0円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1003 852 1061">町民税非課税世帯</td> <td colspan="2" data-bbox="852 1003 1311 1061">0円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1061 852 1178" rowspan="2">上記以外の世帯</td> <td data-bbox="852 1061 1171 1120">1月及び8月</td> <td data-bbox="1171 1061 1311 1120">7,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 1120 1171 1178">その他の月</td> <td data-bbox="1171 1120 1311 1178">4,800円</td> </tr> </tbody> </table>		定義	定額(月額学童1人当たり)		生活保護法による被保護世帯	0円		町民税非課税世帯	0円		上記以外の世帯	1月及び8月	7,200円	その他の月
定義	定額(月額学童1人当たり)														
生活保護法による被保護世帯	0円														
町民税非課税世帯	0円														
上記以外の世帯	1月及び8月	7,200円													
	その他の月	4,800円													
備 考	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの														

処 分 の 概 要	母と子の家使用料の徴収		
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町母と子の家条例 第7条第1項		
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第34号		
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当		
処 分 基 準 の 内 容	(使用料) 第7条 第4条に規定する事業以外で、第5条第1項の規定による使用の許可を受けた使用者は、別表で定める使用料を納入しなければならない。 第4条に規定する事業とは、次に掲げる事業をいう。 (1) 母と子の健全な遊び場及び集会の場に供すること。 (2) その他母と子の福祉増進に関すること。		
	別表(第7条関係) 母と子の家使用料		
	区分	金額	備考
	夏期(5月～10月)	1時間につき 200円	
冬期(11月～4月)	1時間につき 300円		
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考			

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	母と子の家の使用許可の取消し等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町母と子の家条例 第10条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第34号
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、町長はその賠償の責を負わない。</p> <p>(1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又は母と子の家の管理上やむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>(4) 使用者が、第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>第6条各号とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他母と子の家の管理上支障があるとき。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	